

新生児聴覚検査費用の助成について

東北町では、生後おおむね1か月以内のお子さんの耳の聞こえを調べるための検査費用を助成します。きこえに課題がある場合、子どもが成長する上でのいろいろなサポートは、できれば赤ちゃんのうちから始めることが望ましい、とされています。



○対象となる方

東北町に住所がある新生児の保護者。

○助成額

初回検査及び確認検査にかかった費用を助成します。

○対象となる検査

- ・医療機関で実施する新生児聴覚検査の初回検査
(自動ABR検査、ABR検査、OAE検査のいずれかの検査)
- ・初回検査が再検査となった場合の確認検査

○方法：医療機関によって、助成方法が変わります

(受診票の使用可否については病院にお問い合わせください)

受診票の利用が可

受診票を医療機関へ提出することで会計時に助成されます。

受診票の利用が不可(償還払い)

病院で受診票に健診月日、結果を記入してもらい、一度全額を支払います。後日、保健衛生課で以下のとおり申請手続きが必要となります。

○助成金の申請方法

- ① 医療機関で聴覚検査を受け、支払いをします。
 - ・母子健康手帳に医療機関から検査結果や検査日を記入してもらってください。
 - ・新生児聴覚検査の実施がわかる領収書・診療明細書を必ず受け取ってください。
- ② 検査実施後、下記の必要書類を東北町保健福祉センターへご持参ください。
 - ※申請期限は、検査実施日の翌日から3か月以内です。
 - 検査結果が記載されている母子健康手帳
 - 申請書
 - 新生児聴覚検査の実施がわかる領収書・診療明細書
 - 申請者(保護者)名義の振込先通帳
 - 印鑑
- ③ 申請後審査をします。結果を通知し振り込みになります。

※受診時において東北町から住所異動がされた場合は、受診票の使用及び償還払いはできません。

【お問い合わせ】

東北町役場保健衛生課(東北町保健福祉センター) ☎ 0175-63-2001/0176-56-3749